

京都市交通局管理規程第25号

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を改正する規程を公布する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を改正する規程

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を次のように改正する。

第41条中「毎年1回以上」を削る。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)